平成２７年（フ）第４９３号
京都府向日市寺戸町南垣内６番地　岡﨑グランドハイツ107号
債務者　中野　勝仁
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９４号
京都府向日市寺戸町南垣内６番地　岡﨑グランドハイツ107号
債務者　中野　彩
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地31―204
債務者　礪波　礼子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
京都府城陽市平川室木16番地の９　聖和ハイム105号、前住所京都府城陽市枇杷庄西ノ口40番地の12
債務者　髙杉　幸雄
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０５号
京都市下京区二人司町12番地４　エイブル二人司202号室
債務者　澤村　昌**隆**
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６４号
大阪府羽曳野市高鷲７丁目７番地の５―206
債務者　小畑　吉和
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
大阪府松原市天美我堂３丁目130番地の２―302号、前住所大阪府松原市天美我堂７丁目７番41号
債務者　太田　英樹
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
大阪府柏原市国分西２丁目６番30―302号西町コーポ
債務者　宮崎　善一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
堺市西区鳳西町３丁９番地６　第２中野マンション307号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―913
債務者　小西　孝二
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
大阪府羽曳野市向野１丁目３番８号、前住所大阪府羽曳野市伊賀１丁目16番15号
債務者　野口　博之
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
堺市西区浜寺石津町中５丁12番２―212号
債務者　阪口小百合（旧姓平中）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
堺市堺区向陵東町２丁１番27―405号
債務者　**吉**田　光佑
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
堺市北区新金岡町３丁１番18―206号
債務者　小島　　崇
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
大阪府松原市天美東９丁目12番10―604号
債務者　南里　照久
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
香川県観音寺市大野原町花稲637番地２、住民票上の住所香川県観音寺市大野原町花稲647番地３
債務者　井上　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１８９４号
大阪市鶴見区緑３丁目５番４号
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部